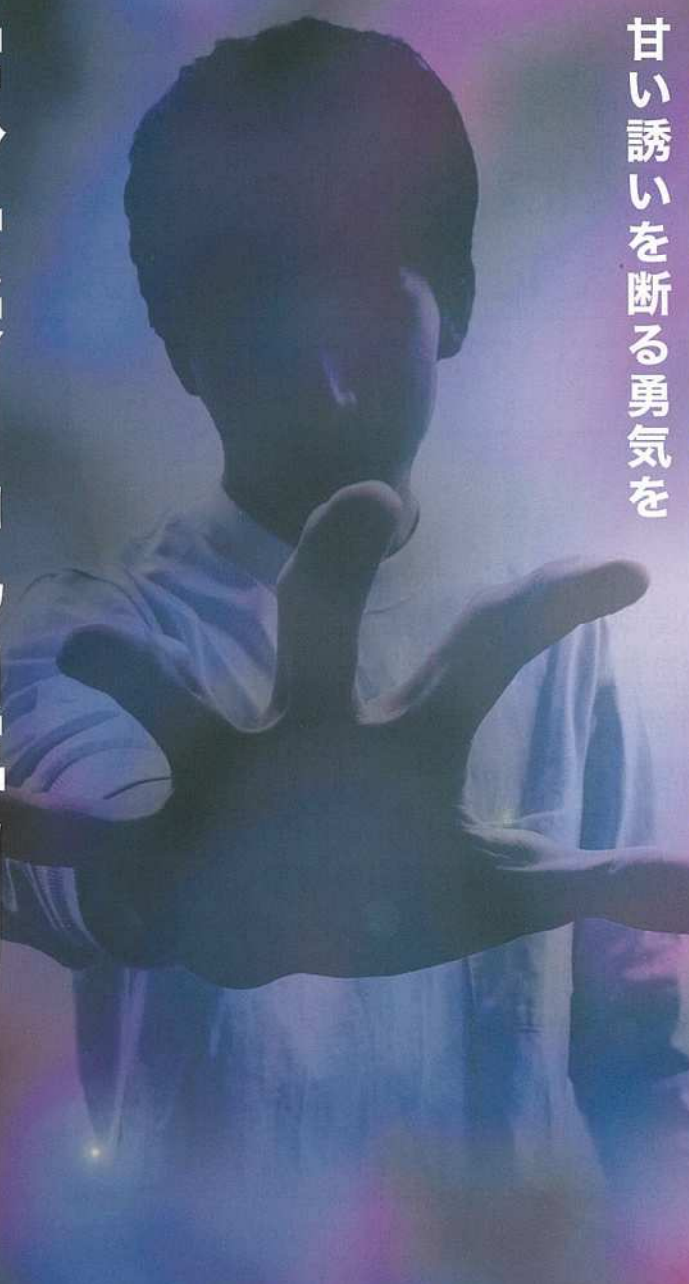




あなたとあなた大切な人を守るために…
甘い誘いを断る勇気を

麻薬・覚醒剤 乱用防止運動

厚生労働省・都道府県

後援：(公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター

覚醒剤や麻薬、大麻、危険ドラッグなどの薬物の乱用は、あなたの健康やあなたの周りの人々に計り知れない悪影響をもたらします。たとえ1回だけでも「乱用」です。絶対に使わないでください。

薬物の乱用は大切な脳を傷つけます。私たちの脳は、20歳頃まで成長するといわれています。特に、小学生、中学生、高校生の時期は、心身ともに急速に発達するときです。この時期に薬物を乱用すると、脳や身体の成長がストップし、感情のコントロールができず、意欲がなくなる、怒りっぽくなるなど、心身の発達が損なわれてしまいます。

そして、薬物依存になると、不安、被害妄想などの症状が現れ、幻覚や妄想によって、傷害事件や交通事故などを引き起こすこともあります。

また、薬物を入手するために、無理な借金や窃盗、詐欺、売春などの犯罪を犯すことも少なくありません。

薬物乱用の背景

薬物乱用者の多くは、ほんのちょっとした好奇心から安易に使い始め、抜け出せなくなります。この背景として、次のようなことがあります。

- ① 薬物が身体に与える危険性・有害性を十分に知らない。
- ② 薬物は精神依存性が強く、薬物依存になると自分の意志ではやめられなくなってしまう。
- ③ 薬物の取引による利益を資金源としている暴力団や外国人密売組織などが言葉たくみに勧め、大量に供給している。

薬物乱用とは？

薬物乱用とは、ルールや法律から外れた目的や方法で使用するをいいます。覚醒剤や麻薬などは1回使用しただけでも乱用にあたります。

乱用される主な薬物



● 覚醒剤

幻覚や妄想が現れ、中毒性精神病になりやすい。使用をやめても再燃（フラッシュバック）することがある。大量に摂取すると死に至る。



● 大麻(マリファナ)

知覚を変化させ、恐慌状態（いわゆるパニック）を引き起こすこともある。乱用を続けると、学習能力の低下、記憶障害、人格変化を起こす。



● あへん系麻薬(ヘロインなど)

皮膚が鳥肌立ち、全身の強烈な痛みと痙攣におそわれる（退薬症状）。大量に摂取すると死に至る。（写真はヘロイン）



● コカイン

幻覚や妄想が現れる。大量に摂取すると全身痙攣を起こすほか、死に至る。



● MDMA

知覚を変化させ幻覚が現れることがある。大量に摂取すると高体温になり、死に至る。



● 危険ドラッグ

吐き気、頭痛、精神への悪影響や意識障害などが起きる恐れがある。摂取した人が死亡した例がある。



● 向精神薬

睡眠薬、精神安定剤など医療用として用いられているが、乱用されると精神及び身体へ障害を与える。また、依存により、思考、感覚及び行動に異常をきたす。



● 有機溶剤(シンナーなど)

情緒不安定、無気力となり、幻覚や妄想が現れて、薬物精神病になり、大量に摂取すると呼吸困難となり、死に至る。

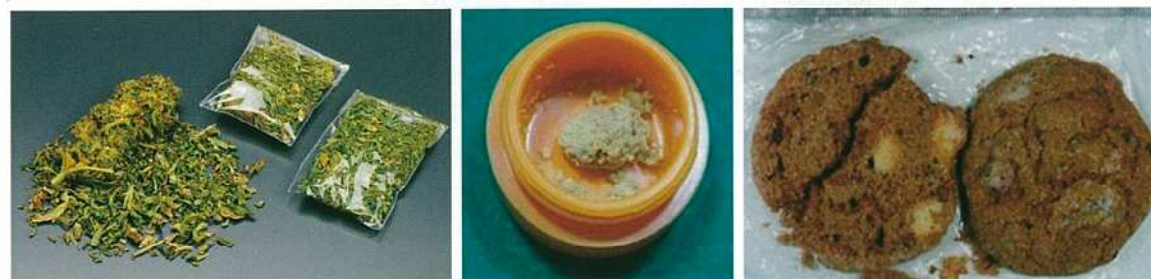
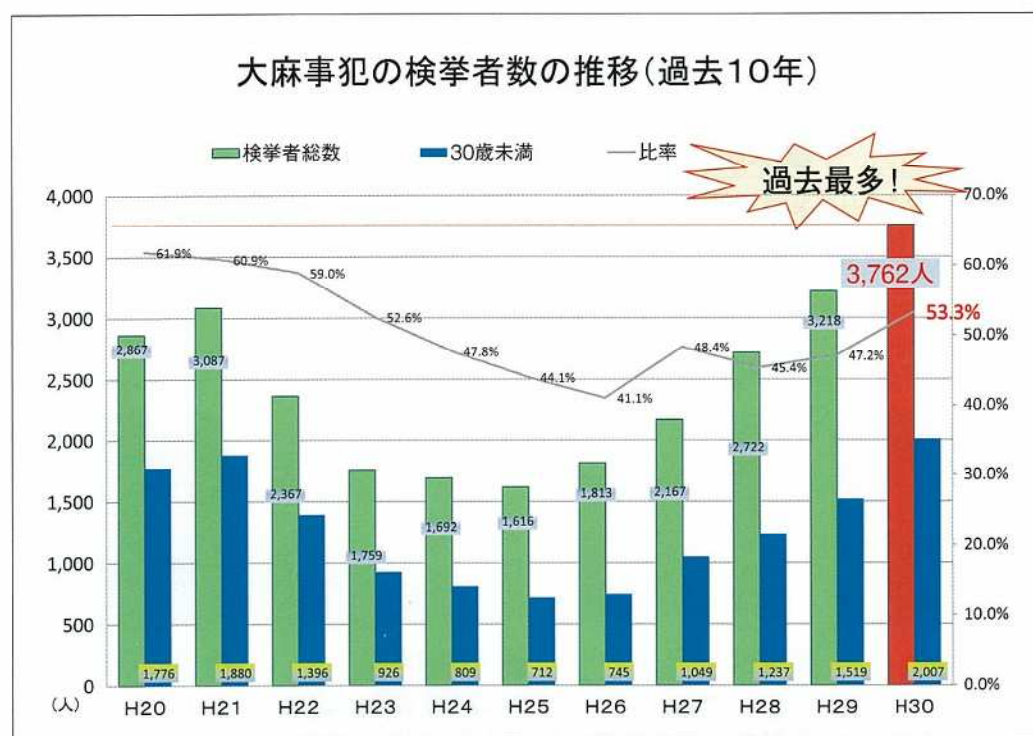
隠語

薬物は、別の呼び名で呼ばれている場合があります。

- 覚醒剤……………エス、氷、スピード、アイス、シャブ
- 大麻……………ハッパ、グラス、チョコ、クサ、野菜
- MDMA（錠剤型合成麻薬）…エクスタシー、バツ（「×」、「罰」）、タマ（「弾」、「玉」）
- ヘロイン……………ペー、チャイナホワイト、ジャンク
- コカイン……………コーク、スノウ、クラック
- シンナー……………アンパン

大麻（マリファナ）は絶対に使用しない！！

- 平成30年には、過去最多となる3,762人が検挙され、そのうち約半数にあたる2,007人が青少年であり、青少年を中心に大麻の乱用の裾野が拡大しています。
- インターネット等において、「有害性がない」などの誤った情報が氾濫しており、青少年の大麻乱用の拡大につながっていると推測されます。
- 最近では、幻覚成分を濃縮させた「大麻ワックス」や、大麻を含んだ食品（クッキー、チョコレート）などの摘発も相次いでいます。



(乾燥大麻)

(大麻ワックス)

(大麻クッキー)

大麻を乱用することによる身体への影響

発達段階にある青少年の脳は、成人の脳に比べて大麻の影響を受けやすい！

- 大麻の乱用は、青少年期に構築される脳・神経系の正常な発達及び成熟に障害を起こす可能性が強く示唆されています。
- 大麻の花や葉に含まれるTHC（テトラヒドロカンナビノール）が脳神経のネットワークを切断し、やる気の低下（無動機症候群）、幻覚作用（大麻精神病）、記憶への影響、学習する力の低下、知覚の変化などを引き起こします。



■大麻に関する誤った情報に注意してください！！

- ・大麻は安全、無害だ！
- ・タバコや酒より安全！
- ・世界で大麻は合法！
- ・大麻、マリファナ、ヘンプは違うもの！

全て誤りです！

関連情報

- 大麻を乱用すると、脳の知的機能や記憶の形成を司る部位（海馬等）が縮む。
- 2016年のWHO薬物依存専門委員会の大麻に関する会議において、THCは薬物依存の精神依存評価法を用いた基礎研究において陽性を示し、また身体依存を形成することを示す複数の論文も紹介された。

→大麻の花や葉に含まれるTHCには精神依存、身体依存がある！

危険ドラッグは絶対に使用しない!!

- 覚醒剤・大麻に化学構造を似せて作られた物質などが添加されたもので、どんな影響が身体に出るのかわからず、乱用による健康被害が発生しており、死に至る可能性があります。
- 違法薬物が含まれていたら、持っているだけで犯罪です。

■どんな形で販売しているの?

インターネットやデリバリー

合法ハーブ・合法アロマ（アロマリキッド）・ハーバルインセンスと称して、主にホームページ、携帯サイトなどで販売されています。



「合法ハーブ」等と称して販売される薬を販売するホームページは、「合法」であることを強調しますが、「危険」なものです! 絶対かわからないように!!

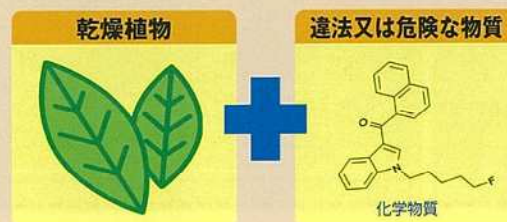
よくある製品の注意書き例

- ◇当商品はお香として販売しております。
- ◇人体への摂取は絶対にしないでください。
- ◇未成年者の方のご購入は、固くお断りしております。
- ◇当商品は規制された、医薬品医療機器法（旧薬事法）対象成分は含まれておりません。

「合法」の根拠にはなりません!!

■「合法ハーブ」とは何か?

乾燥植物に、覚醒剤や大麻に似た作用を持つ薬物を混ぜこんだもの。



■危険ドラッグの使用による事件例

- 2014年6月
東京都池袋で、男が危険ドラッグを吸引し車を運転。乗用車は暴走し、1人を死亡させ6人に怪我を負わせた。
- 2014年2月
福岡県福岡市天神で、男が危険ドラッグを吸引し車を運転。意識がもうろうとした状態で運転し、12人に怪我を負わせた。

なぜ、薬物乱用はいけないのか。

1. 身体にも心にも大きな悪影響がある

覚醒剤の場合

幻覚・妄想
フラッシュバックを起こす。
血圧が異常に高くなる。
静脈に炎症を起こす。
強い疲労感や倦怠感、脱力感におそわれる。
依存性が強い。

シンナーの場合

記憶力低下、認知障害
急性中毒:事故
精神障害:有機溶剤精神病(幻覚、妄想)
重篤な依存症
視力の低下・失明
歯がぼろぼろになる
肝臓・腎臓の障害
生殖器の萎縮
手足のふるえ、しびれ、麻痺

コカインの場合

脈拍・心拍の増加
血圧の上昇
瞳孔の拡大
鼻の粘膜の炎症、腫瘍

大麻(マリファナ)の場合

精神障害:大麻精神病(幻覚・妄想など)を起こす。
生殖機能への悪影響を起こす。
肺ガンリスクを高める。

その他の害

薬物を注射で乱用する場合、各種の感染症(エイズ、肝炎など)の原因になります。大麻では精子の異常が、シンナーやコカインでは先天異常などの報告があり、妊娠、出産にも悪い影響があります。

危険ドラッグの場合

意識障害、嘔吐、けいれん、錯乱などが報告されており、死亡事例もあります。添加されている物質や含有量が様々であることから、どのような健康被害がおきるかわかりません。

2. 自分の意志では止められなくなる

薬物乱用の最も恐ろしい特徴は、薬物の“依存性”と“耐性”

依存性 薬物を、繰り返し使わずにはいられなくなり、薬物をやめたくても自分の意志ではやめられなくなってしまう。

耐性 使用を繰り返しているうちに、それまでの量では効かなくなり、薬物の使用量が増える。

一回だけと思って始めた人も、薬物の“依存性”と“耐性”によって使用する量や回数がどんどん増えていき、どうしようもない悪循環に陥ります。もはやそうになると自分の意志だけでは止めることはできません。



3. 事件や事故の原因となる

- 薬物の乱用により、幻覚、妄想が現れ、傷害事件や交通事故につながる。
- 薬物を入手するための金欲しさに無理な借金や売春、恐喝事件、窃盗事件を起こすことも少なくない。



4. 友達や家族など大切な人を悲しませる

- 薬物におぼれ、何よりも薬物を優先するようになると、友達や家族を騙したり、暴言や暴力で傷つけてしまうこともある。



あなたとあなたの大切な人を守るために。

誘われたらどうする？

薬物乱用の問題は、一部の人たちだけの問題ではありません。

20代の約15人にひとり、10代の約28人にひとりが「過去1年以内に薬物使用経験のある知人がいる」と回答しています。また、20代の約3人にひとり、10代の約4人にひとりが、薬物の入手可能性について「なんとか手に入る」「簡単に手に入る」と回答しています。

出典：平成29年度厚生労働科学研究「薬物使用に関する全国住民調査（2017年）」より

誘いの言葉にだまされない

- 「1回だけなら大丈夫」「やせられるよ」「みんなやってるよ」などの甘い誘いは、全部ウソです。
- 問題がある薬物を勧めてくること自体に違和感を持ち、危険を察知する判断力を身につけることが大切です。

「はっきり、きっぱり」断る

- 誘われたとき、少しでも迷っている様子を見せてしまうと、また誘われてしまいます。誘われたときは、「きっぱり」強い態度で断ることが大切です。
- 断りにくいときは、その場から逃げましょう。逃げることも勇気です。

悩んだときは、まず相談！

覚醒剤、大麻、危険ドラッグなどの薬物乱用に関わる問題で困ったときは、一人で悩まずに相談してください。

相談窓口では、相談に関する秘密は絶対に守ります。安心して相談できますので、全国の保健所や精神保健福祉センターなどにお問い合わせください。

薬物乱用の問題の解決には、大人の力が必要です。早めに、信頼できる大人に相談しましょう。

※相談窓口一覧は、裏表紙に記載されています。

薬物の乱用は、 法律で厳しく処罰されます。

以下は乱用とその周辺行為に関する主な罰則です。
営利を目的とする販売などは、さらに厳しい罰則規定があります。
手伝っただけでも犯罪の共犯やほう助にあたり処罰の対象になります。
海外での所持なども国外犯規定が適用され処罰の対象となります。

覚醒剤

- 輸入・製造 1年以上の懲役
- 所持・譲渡・譲受・使用 10年以下の懲役

大麻

- 輸入・輸出・栽培 7年以下の懲役
- 所持・譲渡・譲受 5年以下の懲役

大麻の不正栽培は、法律で禁止されています。また、そのために大麻の種子を所持したり、提供したりすることは、処罰対象となります。

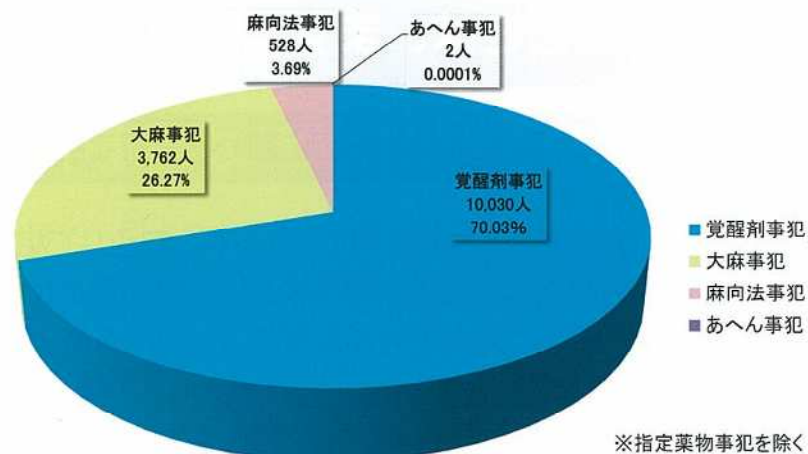
コカイン

- 輸入・製造 1年以上10年以下の懲役
- 所持・譲渡・譲受・使用 7年以下の懲役

指定薬物

- 製造、輸入、販売・授与、販売・授与の目的での貯蔵・陳列 5年以下の懲役、もしくは500万円以下の罰金またはこれを併科
- 所持、使用、購入、譲受 3年以下の懲役、もしくは300万円以下の罰金またはこれを併科

平成30年中の薬物事犯の検挙状況



1. 乱用者の告白事例

大麻乱用者の告白 (20代、男性)

私が大学生になったばかりのことです。地元の先輩から、「ハッピーはいいぞ。リラックスして楽しくなる。」と大麻を勧められたのです。私はそれまで一度も大麻を吸ったことがなく、なんだか怖いような気がしてどうしようかと思いました。

先輩は更に「体に悪いことはないし、俺を見て見ろよ、なんともなっていないだろ。それとも怖いのか、度胸がねえなあ。」と言ってきました。たしかに先輩の見た目はなんともないよう見えたので、少し粹がる気もあって、先輩と一緒に大麻を吸ったのです。

大麻煙草を吸うと、ひどい臭いがして、とても不味く、その上動悸がして目が回り、しまいには気持ち悪くなって吐いてしまいました。

私は、大麻を何度か吸って慣れてしまえば、先輩達が言っている大麻の良さがわかるのではないかと、その後も大麻を吸い続けました。

大麻を何度も吸っていると、吸っても気持ち悪くなることは無くなり、とてもリラックスしてきて気持ちのよい感覚を味わうようになりました。そして、甘いものがとても美味しく感じたり、音楽が深く理解できるような感じにもなりました。

こうして、私は大麻を勧めた先輩から大麻が無くなる度に買うようになり、気づいたときには大麻は私の生活の一部で大きな楽しみになっていました。私は大麻を一人で使うだけではなく、交際していた彼女にも大麻を勧め吸わせるようになりました。

ある日、先輩から、一緒に大麻を栽培しようと言われました。先輩は、仲間数人と一緒に大量の大麻を栽培し、収穫した大麻を売って金を儲けていました。

私の実家は農家で、小さい頃から両親を手伝っていたので、農作物の栽培の知識や経験がありましたので、先輩は私に大麻を栽培させたほうが収穫量も増えると考えたようでした。

私自身も、自分で栽培すれば大麻の収穫量を増やせる自信はありましたし、何より栽培してればいつでもタダの大麻が手元にあるだろうし、吸いたいときに大麻が吸えると思って先輩の大麻栽培仲間に加わることにしたのです。そして、私は収穫した大麻を彼女と一緒に吸うだけではなく、彼女も巻き込んで一緒に大麻を売って金を稼ぐようになりました。

栽培も初めの年は、先輩達も手伝ってくれましたが、翌年から先輩達はたまに様子を見に来るくらいで、私一人に栽培をやらせ、先輩達は収穫のときしか手伝ってくれませんでした。

そういう生活を3年ほどしていたある日、私が大麻を売った客が麻薬取締官に逮捕されました。私は初めて自分が逮捕されるかもしれないと急に怖くなり、先輩に大麻

の栽培を辞めさせてほしいと伝えましたが、先輩は何を言っても止めさせてくれませんでした。どうしようかと思いましたが、違法なことをしていたので家族にも相談できませんでした。

そして、また先輩から大麻草を渡され、いつ捜査官が来るのか不安になりながらも、彼女と一緒に実家で大麻草を育てていたところ、麻薬取締官が実家に来て逮捕されました。

私は逮捕されるときは自分一人だけが逮捕されるものだと思っていたのですが、彼女も逮捕され、とても驚きました。

私はそれまで、深く考えること無く、毎日が楽しければいいやと思って、大麻を吸って過ごしていましたが、私の軽率な行為が家族にも迷惑をかけることになりました。

私が大麻を教えたせいで、彼女も逮捕されて職場もクビになり、家族を悲しませ、彼女の人生を大きく狂わせることになりました。

私は逮捕され勾留されている間、彼女を巻き込んだことを後悔し、苦しみました。私は刑務所に行ってもいいから、彼女は早く釈放してほしいと思いました。そして私は起訴され、裁判で執行猶予突きの判決を受けました。

そして、私が捕まってから6年になります。執行猶予も切れました。捕まってから大麻を一度も使っていませんし、もう大麻を使いたいとも思いません。今にして思えば、彼女と深くわかりあえるような気持ちは、大麻がもたらした錯覚だったのかもしれない。

今私は、自分の会社を立ち上げる準備をしています。良い農作物を作ってもそれを完売できない農家がたくさんいることを知り、この農家のために、インターネットを使って全国に販売する会社を作るつもりです。

大麻乱用者の告白 (30代、男性)

私は大麻を所持していて麻薬取締官に逮捕されました。

私が大麻を覚えたのは大学に通っていたときでした。

その時、所属していたサークルで私によく気を掛けてくれる先輩がいて、音楽のことなどの趣味が合ったことから親しくなり、ご飯に行ったり遊んだりする仲になりました。

ある日、先輩の家に遊びに行っていた時「大麻に興味ある?」と聞かれました。大麻が違法なものであることはテレビや新聞でたまに芸能人が逮捕されたりすることを見て知っていました。しかし、その頃は好奇心旺盛な年頃でアメリカの映画等で大麻を吸っているシーンを見て「カッコいい」と思っていたので「興味ある。」と答えました。

すると先輩が「あるよ。」と言って、自宅に隠していた植物片を取り出し、「こんな風に吸うんや」と見せてくれました。その後、「吸ってみろ」と進められ、吸ってみると、酔ったような感じになりリラックスして先輩と話をするだけで楽しい気分になる感覚を覚え「こんなに楽しくなるから大麻って良いものだ」と思いました。それから暫くは、先輩から大麻を分けて貰い週に1回のペースで吸って、大麻の仕入れについては先輩

まかせでした。

ある日先輩から「だれか大麻を買ってくれるやつ知らないか?」と大麻を売りたいと言われ、いつも先輩から大麻を買って吸わせて貰っているという負い目もありそれを手伝うことにして高校の同級生で大麻を欲しがっている者がいたので、その同級生に先輩の大麻を売りました。

その後、その同級生が警察に捕まってしまい、私も同級生に大麻を譲り渡した件で逮捕されました。当時、その事件の関連で数十名が逮捕され、大学生もかなり関係していたことから、マスコミにも取り上げられてしまいました。私も大学を退学させられました。

捕まったときに親等に迷惑を掛けたことで反省して、それから暫くは大麻と縁を切っていたのですが、27歳位のところ音楽の勉強をするためジャマイカに1ヶ月位ホームステイしたとき現地では周りの人が普通に大麻を吸っており、その国の雰囲気、国外で気が緩んで開放的になっていたこともあり、再び大麻を吸い始めてしまいました。

その国にいる間は毎日大麻を楽しみ、大麻にのめり込んでしまい帰国後も楽しみたいという気持ちから、帰国するとき大麻の種を荷物に忍ばせて持ち帰り自宅で栽培し始めました。

そういった生活を続けていた30歳のころ、警察の捜索を受けて持っていた大麻が発見され再び逮捕されてしまいました。

その時も家族等に迷惑を掛けてしまったことから、大麻を再び始めてしまったことを後悔し、大麻を止めて真面目に働こうと思い、父の薦めで電気工事士の資格を取り、35歳から大手の電機量販店の下請けの会社で働き始めました。

電気関係の仕事を始めて暫くした頃、会社の人に過去に大麻で逮捕されたことがばれてしまいました。会社側としてはアルバイトなら働かせてくれるということでアルバイトとして会社に残りました。

しかし、過去に犯した大麻の罪でアルバイトの立場に降格させられ、自暴自棄になってしまい、「世間がそういう目で見るのであれば、大麻をやっしまおう」等と思い、再び大麻栽培を始めてしまいました。

それからは、収穫した大麻を毎日のように吸煙する生活をするようになり、2年間位続けていたところ、今回麻薬取締官の捜査を受け逮捕されたのでした。当然、アルバイトで行っていた電気関係の会社も辞めさせられました。

私は大麻で逮捕されて反省して止めていたのですが、暫くすると大麻の誘惑に負けて再び使用し始めて逮捕されています。今になって考えると、大学も仕事も全て大麻のせいで失っています。大麻にこれまでの人生を奪われたようなものです。

さすがに今回は大麻とは一切縁を切るつもりですが、インターネットを検索すれば大麻の種子や大麻栽培キットを販売している業者を簡単に見つけられて何時でも栽培できるため、今後も不安で仕方ありません。

2. 相談窓口の事例

○相談事例

【相談概要】

相談者から彼氏が覚醒剤を使用している旨の相談があったもの。

【相談内容】

私は繁華街の居酒屋で働いています。私の彼氏が覚醒剤をやめられないので、インターネットで調べ麻薬取締部に相談にきました。

彼と一緒に住むようになってから間もないころに、彼の腕に注射の痕のような傷が多数あることに気がつきました。私の前の旦那は、覚醒剤を使う人で腕に多数の注射の痕があったので、彼も覚醒剤を使っているのではないかと疑うようになりました。前の旦那は普段優しいのですが、覚醒剤を使うと猜疑心や私に対する執着心が強くなり、私の浮気を疑って暴力を振るってることがありました。私は前の旦那に何度も覚醒剤をやめてほしいと頼みましたが、やめることができずに結局は死別しました。

彼に注射の痕について問いただしたところ、覚醒剤を使っていることを認めました。この時は、彼に覚醒剤をやめるように言うと、覚醒剤を使わないと約束してくれました。

ところが、その後も彼は覚醒剤や注射器を持っていたり、腕に真新しい注射の痕があることが度々ありました。また、彼が覚醒剤を使うと人が変わったように暴言を吐いたり、暴力を振るうことがあり、すぐに使っていることが分かります。私が彼に覚醒剤を使っているのではないかと問いただすと、都合が悪く話題をそらすために、逆に私に対して暴力を振ってきました。そして私は、自分の身に危険を感じ、彼に家から出て行ってもらいました。

彼とは別居することにはなりましたが、その後も私と彼の関係は続き、彼が私の家や私の働く居酒屋に来ることがありました。先日、私が帰宅した際に、彼が私の家の前で待っており、私とたまたま一緒になった友人に対して、掴みかかって怒鳴り散らすということがありました。私は、彼が引き続き覚醒剤を使っており、彼の猜疑心や私に対する執着心がより一層強くなっていると感じました。私が言ってもダメで、彼がこのまま覚醒剤を使い続けていれば、いつか自分や他人を傷つけてしまうのではないかと自分の力だけでは彼に覚醒剤をやめさせることができないと思い悩み、あなた方麻薬取締部に相談することにしました。

【結果】

この相談を受けて内偵捜査を実施し、覚せい剤取締法違反被疑事件として被疑者の住居等の捜査を行った結果、同住居内から覚醒剤の発見には至らなかったものの、注射器を発見し、その後、覚醒剤使用事実で逮捕した。

なぜ、薬物乱用に走るのか。 甘い誘いに気を付けよう!

薬物乱用の甘い誘い

- 1回だけなら平気さ
- クスリでちょっと遊ぼうよ
- 面白いクスリがあるんだけど
- やせられるよ
- イライラがとれてすっきりするよ
- 肌がきれいになるよ
- 「人生は経験だ」
- 眠気がとれて、勉強ができるよ
- ちょっとだけ、ためしてみない
- みんなやってるよ (やってないのはきみだけ)
- ただの栄養剤だよ
- 最高の気分が味わえるよ
- とりあえず、預かってよ
- お金はこの次でいいよ



「ダメ。ゼッタイ。」と 断る勇気を持とう。

薬物乱用を防止するために!!

- 薬物乱用の危険性は身近にあり、自分には関係ないと思わないこと。
- 誘われても「ダメ。ゼッタイ。」と断る勇気を持つこと。
- 一人で悩まないで友人や家族に何でも相談すること。

薬物乱用問題についてさらに詳しくは厚生労働省ホームページをご参照ください。「薬物乱用防止に関する情報のページ」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/index.html> QRコードで携帯電話でもご覧いただけます。▶▶▶



あやしいヤクブツ連絡ネット

指定薬物を含む危険ドラッグ等に関連する健康被害事例等の収集、分析、評価を行い、公表、注意喚起を行っています。また、コールセンターで相談対応を行い、一元的に危険性等の情報をアクセスできます。

薬物の乱用でお困りのことがあれば <https://www.yakubutsu.mhlw.go.jp>

コールセンター 03-5542-1865



●薬物乱用防止相談窓口機関一覧表

北海道厚生局麻薬取締部	☎011-726-1000
東北厚生局麻薬取締部	☎022-227-5700
関東信越厚生局麻薬取締部	☎03-3512-8690
関東信越厚生局麻薬取締部横浜分室	☎045-201-0770
東海北陸厚生局麻薬取締部	☎052-961-7000
近畿厚生局麻薬取締部	☎06-6949-3779
近畿厚生局麻薬取締部神戸分室	☎078-391-0487
中国四国厚生局麻薬取締部	☎082-228-8974
四国厚生局麻薬取締部	☎087-823-8800
九州厚生局麻薬取締部	☎092-431-0999
九州厚生局麻薬取締部小倉分室	☎093-591-3561
九州厚生局沖縄麻薬取締部	☎098-854-0999
北海道医務薬務課	☎011-204-5265
北海道立精神保健福祉センター	☎011-864-7121
札幌こころのセンター	☎011-622-0556
青森県医療薬務課	☎017-734-9289
青森県立精神保健福祉センター	☎017-787-3951
岩手県健康国保課	☎019-629-5467
岩手県精神保健福祉センター	☎019-629-9617
宮城県薬務課	☎022-211-2653
宮城県精神保健福祉センター	☎0229-23-0021
仙台市精神保健福祉総合センター	☎022-265-2191
秋田県医務薬務課	☎018-860-1407
秋田県精神保健福祉センター	☎018-831-3946
山形県健康福祉企画課	☎023-630-2333
山形県精神保健福祉センター	☎023-624-1217
福島県薬務課	☎024-521-7233
福島県精神保健福祉センター	☎024-535-3556
茨城県薬務課	☎029-301-3388
茨城県精神保健福祉センター	☎029-243-2870
栃木県薬務課	☎028-623-3119
栃木県精神保健福祉センター	☎028-673-8785
群馬県薬務課	☎027-226-2665
群馬県こころの健康センター	☎027-263-1166
埼玉県薬務課	☎048-830-3633
埼玉県立精神保健福祉センター	☎048-723-3333
さいたま市こころの健康センター	☎048-762-8548
千葉県薬務課	☎043-223-2620
千葉県精神保健福祉センター	☎043-263-3891
千葉市こころの健康センター	☎043-204-1582
東京都薬務課	☎03-5320-4505
東京都立中部総合精神保健福祉センター	☎03-3302-7575
東京都立多摩総合精神保健福祉センター	☎042-376-1111
東京都立精神保健福祉センター	☎03-3844-2210
神奈川県薬務課	☎045-210-4972
神奈川県精神保健福祉センター	☎045-821-8822
横浜市こころの健康相談センター	☎045-671-4455
川崎市精神保健福祉センター	☎044-200-3195
相模原市精神保健福祉センター	☎042-769-9818
新潟県医務薬務課	☎025-280-5187
新潟県精神保健福祉センター	☎025-280-0111
新潟市こころの健康センター	☎025-232-5560
富山県くすり政策課	☎076-444-3234
富山県心の健康センター	☎076-428-1511
石川県薬務衛生課	☎076-225-1442
石川県こころの健康センター	☎076-238-5761
福井県医薬食品・衛生課	☎0776-20-0347
福井県総合福祉相談所	☎0776-24-7311
山梨県衛生薬務課	☎055-223-1491
山梨県立精神保健福祉センター	☎055-254-8644
長野県薬務管理課	☎026-235-7159
長野県精神保健福祉センター	☎026-227-1810
岐阜県薬務水道課	☎058-272-8285
岐阜県精神保健福祉センター	☎058-231-9724
静岡県薬務課	☎054-221-2413

静岡県精神保健福祉センター	☎054-286-9245
静岡市こころの健康センター	☎054-262-3011
浜松市精神保健福祉センター	☎053-457-2709
愛知県医薬安全課	☎052-954-6305
愛知県精神保健福祉センター	☎052-962-5377
名古屋市精神保健福祉センター	☎052-483-2095
三重県薬務感染症対策課	☎059-224-2330
三重県こころの健康センター	☎059-223-5241
滋賀県薬務感染症対策課	☎077-528-3634
滋賀県立精神保健福祉センター	☎077-567-5010
京都府薬務課	☎075-414-4790
京都府精神保健福祉総合センター	☎075-641-1810
京都市こころの健康増進センター	☎075-314-0355
大阪府薬務課	☎06-6941-9078
大阪府こころの健康総合センター	☎06-6691-2811
大阪市こころの健康センター	☎06-6922-8520
堺市こころの健康センター	☎072-245-9192
兵庫県薬務課	☎078-362-3270
兵庫県精神保健福祉センター	☎078-252-4980
神戸市こころの健康センター	☎078-371-1900
奈良県薬務課	☎0742-27-8664
奈良県精神保健福祉センター	☎0744-47-2251
和歌山県薬務課	☎073-441-2663
和歌山県精神保健福祉センター	☎073-435-5194
鳥取県医療・保険課	☎0857-26-7203
鳥取県立精神保健福祉センター	☎0857-21-3031
島根県薬務衛生課	☎0852-22-5259
島根県立心と体の相談センター	☎0852-21-2885
岡山県医薬安全課	☎086-226-7341
岡山県精神保健福祉センター	☎086-201-0828
岡山市こころの健康センター	☎086-803-1273
広島県薬務課	☎082-513-3221
広島県立総合精神保健福祉センター	☎082-884-1051
広島市精神保健福祉センター	☎082-245-7746
山口県薬務課	☎083-933-3018
山口県精神保健福祉センター	☎083-902-2672
徳島県薬務課	☎088-621-2233
徳島県精神保健福祉センター	☎088-625-0610
香川県薬務感染症対策課	☎087-832-3301
香川県精神保健福祉センター	☎087-804-5565
愛媛県薬務衛生課	☎089-912-2393
愛媛県心と体の健康センター	☎089-911-3880
高知県医務薬務課	☎088-823-9682
高知県立精神保健福祉センター	☎088-821-4966
福岡県薬務課	☎092-643-3287
福岡県精神保健福祉センター	☎092-582-7500
福岡市精神保健福祉センター	☎092-737-8825
北九州市立精神保健福祉センター	☎093-522-8729
佐賀県薬務課	☎0952-25-7082
佐賀県精神保健福祉センター	☎0952-73-5060
長崎県薬務行政室	☎095-895-2469
長崎子ども・女性・障害者支援センター	☎095-846-5115
熊本県薬務衛生課	☎096-333-2242
熊本県精神保健福祉センター	☎096-386-1166
熊本市こころの健康センター	☎096-362-8100
大分県薬務室	☎097-506-2650
大分県こころからだの相談支援センター	☎097-541-5276
宮崎県医務薬務課薬務対策室	☎0985-26-7060
宮崎県精神保健福祉センター	☎0985-27-5663
鹿児島県薬務課	☎099-286-2804
鹿児島県精神保健福祉センター	☎099-218-4755
沖縄県衛生薬務課	☎098-866-2055
沖縄県立総合精神保健福祉センター	☎098-888-1443

●全国各保健所
●各都道府県警察署

■パンフレットは、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に基づく基本方針の判断基準を満たす紙を使用しています。
また、大気中に悪影響を与える物質の発生を抑え、用紙のリサイクルにも適した大豆油インクを使用し、リサイクルに配慮して水溶性の糊で製本されています。
■リサイクル適正の表示：紙へリサイクル可
パンフレットは、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料【Aランク】のみ用いて作製しています。